

令和2年 第3回定例会
環境水道委員会
資 料

環 境 局

【環境水道委員会審議】

＜報告議案＞

報第 20 号

公益財団法人くまもと地下水財団の経営状況について・・・P3

＜所管事務報告案件＞

1. 熊本市経済再建・市民生活安心プラン素案について
・・・・・・・・ 別冊
2. 熊本市環境基本条例の改正について（骨子案） ・・・・ P17
3. 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（骨子案）に
ついて ・・・・・・・・ P19
4. 熊本市緑の基本計画の改定について（骨子案） ・・・・ P21

環境水道委員会審査分

公益財団法人くまもと地下水財団の経営状況について

公益財団法人くまもと地下水財団の経営状況を説明する書類（令和元年度決算並びに令和2年度事業計画及び予算）を作成したので報告する。

熊本市長 大 西 一 史

経営状況を説明する書類

第1 令和元年度決算

1 貸借対照表（令和2年3月31日）

（単位：円）

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,429,469	流動負債	13,884,778
現金預金	30,426,422	未払金	12,270,500
未収金	580,800	預り金	44,011
前払費用	422,247	賞与引当金	1,570,267
固定資産	409,480,659	固定負債	2,042,827
基本財産	50,000,000	退職給付引当金	2,042,827
特定資産	357,169,096	正味財産	424,982,523
その他固定資産	2,311,563	指定正味財産	51,642,400
		一般正味財産	373,340,123
合 計	440,910,128	合 計	440,910,128

2 正味財産増減計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

公益目的事業会計

（収入）

（単位：円）

大 科 目	中 科 目	金 額	説 明
経 常 収 益			
基本財産運用益		15,123	
	基本財産受取利息	15,123	基本財産預金利息
特定資産運用益		1,164	
	特定資産受取利息	1,164	特定資産預金利息
受 取 会 費		4,004,000	
	受取会費	4,004,000	民間事業者等の賛助 会員からの受取会費
受 取 負 担 金		40,054,729	
	受取事業費負担金	32,337,000	行政会員からの事業 費負担金
	受取運営費負担金	7,717,729	行政会員からの運営 費負担金
受 取 補 助 金		2,494,800	
	受取補助金	2,494,800	育水の森の間伐等に 係る県等補助金
受 取 寄 付 金		6,873,506	
	受取寄付金	6,811,700	民間事業者等からの 寄付金
	募金収益	61,806	募金箱による収益
雑 収 益		2,679,483	
	雑収益	123,933	賞与引当金差額
	間伐材売却益	2,555,550	育水の森活用事業に 伴う間伐材収益
経 常 収 益 計		56,122,805	
一般正味財産期首残高		321,734,694	
指定正味財産期首残高		50,785,400	
受取寄付金		857,000	
合 計		429,499,899	

(支出)

(単位：円)

大 科 目	中 科 目	金 額	説 明
経 常 費 用			
事業費		52,499,011	
	人件費	19,697,354	職員等の給与等
	事業費	32,801,657	地下水環境調査研究事業 6,355,779 地下水質保全対策事業 2,377,419 地下水涵 ^{かん} 養推進事業 17,158,303 地下水採取・使用適正化推進事業 6,910,156
経 常 費 用 計		52,499,011	
一般正味財産期末残高		325,358,488	
指定正味財産期末残高		51,642,400	
合 計		429,499,899	

法人会計

(収入)

(単位：円)

大 科 目	中 科 目	金 額	説 明
経 常 収 益			
特定資産運用益		7,186	
	特定資産受取利息	7,186	特定資産預金利息
受 取 負 担 金		5,696,271	
	受取運営費負担金	5,696,271	行政会員からの運営費負担金
雑 収 益		1,772,176	
	雑収益	68,352	原稿料及び講演料等
	間伐材売却益	1,703,824	育水の森活用事業に伴う間伐材収益
経 常 収 益 計		7,475,633	
一般正味財産期首残高		47,981,635	
合 計		55,457,268	

(支出)

(単位：円)

大 科 目	中 科 目	金 額	説 明
経 常 費 用			
管 理 費		7,475,633	
	人件費	4,982,824	職員等の給与等
	管理費	2,492,809	賃借料、通信運搬費、租税公課等
経 常 費 用 計		7,475,633	
一般正味財産期末残高		47,981,635	
合 計		55,457,268	

3 事業実績

(1) 地下水環境調査研究事業

ア 地下水環境の現況把握のための調査研究

(ア) データベース拡充

a 地下水位及び水質データの収集・蓄積

(イ) 地下水流動メカニズム解明のための研究

a 地下水解析モデルの活用

(a) 水収支及び涵養量の推計

b 継続的な地下水データ収集

(a) 江津湖湧水量調査及び育水の森涵養基礎調査

(b) 防災井戸を利用した水位モニタリング調査

c 学術顧問会議の開催（１２月１７日）

(ウ) 新規事業に対する基礎調査

a 大津町真木地区及び御船町南田代第３地区の^{かんがい}灌漑期における減水深調査

b 大津町真木地区及び御船町南田代第３地区の冬期湛水実施時における減水深調査

c 育水の森における水源涵養林づくり及び涵養効果の検討

イ 地下水管理手法の検討

(ア) 熊本地域の地下水管理に係る審議

(イ) 地下水涵養量・水収支等の推計手法の総括（令和元年度・２年度）

(ウ) 財団計画の推進

a 第１次中長期基本計画実施及び達成度の確認

(2) 地下水質保全対策事業

ア 硝酸性窒素等汚染物質に係る削減計画（行動計画）作成支援

(ア) 硝酸性窒素濃度シミュレーションモデル事業

a 水道水源の水質調査事業 １５か所（平成２５年度～）

(イ) 市町村ごとの硝酸性窒素削減計画策定及び対策実施への協力

a 硝酸性窒素削減計画策定対象地域に特化した基礎調査及び対策実施への支援

(a) 硝酸性窒素濃度シミュレーション結果や各種情報提供（菊池市、合志市）

b 地質情報に基づく地下水保全対策の検討

(a) 地下水保全対策地図等の情報提供（菊池市、合志市）

イ 硝酸性窒素等汚染物質に係る削減対策の推進

(ア) 施肥の適正化の推進

a 熊本市東部堆肥センター視察（9月）

b 土壌診断助成（合志市 111件）

(イ) 地下水質保全に寄与する農産物の調査・検討

(ウ) 熊本のおいしい地下水の広報と保全のための対策の検討

水質に係る情報提供及び保全対策の検討（行政会員への情報提供（6月））

ウ 熊本地域湧水現況調査等

(ア) 熊本の湧泉研究会が昭和59年から平成4年に調査していた資料をもとに、湧水の現況調査を実施

a 現況調査（49か所）

b 水質調査（6か所）

(3) 地下水涵養推進事業

ア 農林業等と連携した地下水涵養対策事業の推進

(ア) 涵養域における水田の保全

a 水田オーナー制度事業（7企業・団体、4個人）

b ウォーターオフセット事業

(a) お米「地下水を育む米」仲介販売 2,537kg

(b) 賛同商品「匠の味噌」「えこめ牛」の消費拡大に向けた広報

(イ) 涵養域産農産物のブランド化推進

a ウォーターオフセット事業への賛同企業が「地下水を育む米」を使った味噌、塩麴及び甘酒を製造・販売

b ヴィラージュビル（熊本市中央区）のイベントにおいて、えこめ牛等の地下水を育む農産物を賞品として提供するなど、ウォーターオフセットをPR（10月25日）

(ウ) 水源涵養林等の整備・活用

a 財団所有の水源涵養林の間伐 3.0ha

b 作業道整備(869m)

(エ) 湛水事業の拡大

a 益城町津森地区において冬期湛水事業の実施 4.6ha (11月～3月)

b 大津町真木地区において冬期湛水事業の実施 12.5ha (11月～3月)

c 甲佐町目野地区において冬期試験湛水事業の実施 3.0ha (11月～3月)

d 西原村小野・滝・葛目地区において冬期試験湛水事業の実施 6.4ha (11月～3月)

e 御船町南田代第3・4地区において冬期試験湛水事業の実施 2.9ha (11月～3月)

イ 地下水保全施設の設置推進による地下水涵養対策事業の推進

(ア) 雨水浸透ます及び雨水貯留タンク設置推進事業実施市町村への補助

区 分	事業量	補助額
雨水浸透ます設置助成事業	6市町 24基	240,000円
雨水貯留タンク設置助成事業	7市町 32基	842,400円

(4) 地下水採取・使用適正化推進事業

ア 地下水保全活動の推進

(ア) くまもとの地下水ブランドづくりや財団の認知度向上に向けた広報活動

a 熊本日日新聞

(a) 水の日記念シンポジウムの広報(7月17日朝刊)

(b) 地下水倶楽部(子ども会員組織)会員募集(8月27日朝刊)

(c) 地下水保全啓発(3月23日朝刊)

(d) 地下水保全顕彰制度認定団体広報(3月28日夕刊、29日朝刊)

b 熊日キャロット

(a) 地下水倶楽部(子ども会員組織)会員募集(8月号)

c リビング熊本

- (a) 水田オーナーの広報（３月７日号）
- d 住スタイルブック
 - (a) 地下水保全啓発、賛助会会員募集（３月３１日発行）
- e 朝日新聞
 - (a) 水の日記念シンポジウムの広報（７月２０日朝刊）
- f ヤフーディスプレイアドネットワーク（YDN）を活用した広報啓発（７月１日～３１日）
- g くまもと経済（７月号、１０月号、１月号）
- h 会報誌（第１５号）
- i 熊本中央郵便局窓口モニター画面における啓発動画の放映（１２月１日～３月３１日）
- j 銀染コアビルにおける啓発用懸垂幕の掲示（２月１９日～３月３１日）
- (イ) 地下水保全意識の向上
 - a 育水会キッズ・学生会員向け会報誌「地下水倶楽部」（５月）
 - b 地下水保全顕彰制度顕彰式（平成３０年度認定分：５企業・団体 ８月１日）
 - c 水の日記念シンポジウム（約１２０名参加 ８月１日）
 - d 熊本の水について学ぶ「子ども向けバスツアー」（親子２８名参加 ９月２１日）
 - e 「生活と環境全国大会」へのブース出展（１０月２９日、３０日）
 - f 地下水を育むバスツアー（２６名参加 １１月１５日）
 - g 第７回地下水保全顕彰委員会（１月２１日）
- (ウ) 様々な水環境教育及び啓発活動の推進
 - a 水の国高校生フォーラムの共催（２８１名参加 １１月９日）
- イ 地下水の適正利用の推進
 - (ア) 節水活動推進
 - 「水道フェスタ２０１９くまもと」へのブース出展（１１月２３日）
 - (イ) 量水器等設置助成及び普及推進

区 分	事業量	補助額
量水器等設置助成事業	3 件 3 基	475,000 円

第2 令和2年度事業計画

1 地下水環境調査研究事業

地下水保全対策の効率・効果的な推進を図ることを目的として、地下水の水位及び質、涵養域の土地利用状況等地下水環境の状況について調査研究を行い、健全な地下水環境の維持・向上を図るとともに、必要な対策等の企画立案・円滑な実施に向けて地域の合意形成を行う。

- (1) 地下水環境の現況把握のための調査研究
- (2) 地下水管理手法の検討

2 地下水質保全対策事業

硝酸性窒素による汚染など顕在化する地下水の水質悪化に対応する発生源対策を進めるため、涵養域を中心には場の土壌診断を推進し、土壌の状況把握に努めるとともに、対策を必要とする市町村の硝酸性窒素削減計画の策定を支援することにより、安全・安心な地下水質の維持・改善を図る。

- (1) 硝酸性窒素等汚染物質に係る削減計画（行動計画）作成支援
- (2) 硝酸性窒素等汚染物質に係る削減対策の推進

3 地下水涵養推進事業

水田湛水事業等熊本地域の地質的特長を活かした涵養事業のほか、農林業と連携した地下水涵養事業を行う。また、雨水浸透ます等の設置助成を行う市町村に対し補助を行い、安定した地下水量の確保を図る。

- (1) 農林業等と連携した地下水涵養対策事業の推進
- (2) 地下水保全施設の設置推進による地下水涵養対策事業の推進

4 地下水採取・使用適正化推進事業

地下水に関する各種情報の収集及び財団事業や地域における保全活動の紹介等地下水管理の必要性、手法、実践例等について広く周知を図るとともに、積極的な保全活動実践者を顕彰し、熊本地域の地下水保全機運の醸成を図る。また、地下水採取者に量水器や止水バルブの設置費を助成し、適正な地下水利用・管理の支援を行う。

- (1) 地下水保全活動の推進
- (2) 地下水の適正利用の推進

第3 令和2年度予算

公益目的事業会計

(収入)

(単位：千円)

大 科 目	中 科 目	金 額	説 明
経 常 収 益			
基本財産運用益		15	
	基本財産受取利息	15	基本財産預金利息
特定資産運用益		1	
	特定資産受取利息	1	特定資産預金利息
受 取 会 費		4,000	
	受取会費	4,000	民間事業者等の賛助 会員からの会費
受 取 負 担 金		41,486	
	受取事業費負担金	34,328	行政会員からの事業 費負担金
	受取運営費負担金	7,158	行政会員からの運営 費負担金
受 取 補 助 金		2,142	
	受取補助金	2,142	育水の森の間伐等に 係る県等補助金
受 取 寄 付 金		795	
	受取寄付金	785	民間事業者等からの 寄付金
	募金収益	10	募金箱による収益
雑 収 益		2,437	
	間伐材売却益	2,437	育水の森活用事業に 伴う間伐材収益
経 常 収 益 計		50,876	
一般正味財産期首残高		321,853	
指定正味財産期首残高		50,785	
一般正味財産への振替額		△785	
合 計		422,729	

(支出)

(単位：千円)

大 科 目	中 科 目	金 額	説 明
経 常 費 用			
事業費		58,566	
	人件費	21,491	職員等の給与等
	事業費	37,075	地下水環境調査研究事業 6,305 地下水質保全対策事業 2,576 地下水涵養推進事業 21,205 地下水採取・使用適正化推進事業 6,989
経 常 費 用 計		58,566	
一般正味財産期末残高		314,163	
指定正味財産期末残高		50,000	
合 計		422,729	

法人会計

(収入)

(単位：千円)

大 科 目	中 科 目	金 額	説 明
経 常 収 益			
特定資産運用益		7	
	特定資産受取利息	7	特定資産預金利息
受 取 負 担 金		6,256	
	受取運営費負担金	6,256	行政会員からの運営費負担金
雑 収 益		1,842	
	雑収益	1	普通預金利息等
	間伐材売却益	1,841	育水の森活用事業に伴う間伐材収益
経 常 収 益 計		8,105	
一般正味財産期首残高		47,982	
合 計		56,087	

(支出)

(単位：千円)

大 科 目	中 科 目	金 額	説 明
経 常 費 用			
管 理 費		8,105	
	人件費	5,330	職員等の給与等
	管理費	2,775	賃借料、通信運搬費、租税公課等
経 常 費 用 計		8,105	
一般正味財産期末残高		47,982	
合 計		56,087	

(提出理由)

公益財団法人くまもと地下水財団は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

2 2 1 条第 3 項の法人に該当するので、同法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、
その経営状況について報告するものである。

「熊本市環境基本条例」の改正について（骨子案）

【環境政策課】

1 条例改正の目的

・熊本市環境基本条例(以下、「条例」という。)制定以降、地球温暖化、生物多様性の損失などの地球環境にかかわる問題が年々顕在化、深刻化しており、近年、マイクロプラスチックといった新たな環境課題も発生している状況。これらの状況や「脱炭素社会」といった世界的潮流を踏まえ改正する必要がある。

・本市では、令和元年7月「SDGs未来都市」の選定を契機に、あらゆる施策において SDGsの視点を踏まえた取組を進めている中、環境行政においても、これまでの自然・生活環境保全の取組に加え、新たな環境課題に対し、本格的に取り組んでいくことが必要である。

以上を踏まえ、新たな環境課題や「脱炭素社会」の実現に対応することを目的とし、条例を改正することとしたもの。

2 主な改正内容

現行条例の趣旨を引継ぎつつ、新たな環境課題への対応等を追加する一部改正とする。
主な改正内容は以下のとおり。

- ・新たな環境課題への対応として、前文に SDGsの視点(持続的発展が可能な環境づくり、行動変革)を追加。
- ・地球温暖化対策や生物多様性の保全など、市が取り組むべき施策を追加。
- ・環境紛争調整委員会の趣旨を明確化
- ・環境教育の推進を追加
- ・その他、条文の整備

3 改正までのスケジュール

年月	骨子案	素案
令和2年9月	議会報告	
令和2年10月	環境審議会審議(諮問含)	
令和2年11月		環境審議会審議
令和2年12月		議会報告
//		パブリックコメント
令和3年1月		環境審議会(答申)
令和3年2月		議案提出・議会説明

第1章 地球温暖化の現状と課題

1. 地球温暖化に関する現状

- ・近年、人為起源の温室効果ガス排出は史上最高となり、世界の平均気温の上昇とともに、地球上で異常気象による災害が頻発しており、国においては『**気候危機**』との認識が示されている。

2. 国内外の地球温暖化対策への対応

- ・2015年のCOP21(国連気候変動枠組条約締約国会議)で、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること。」などを定めたパリ協定が採択。
- ・国内では「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」が策定されており、『**徹底した脱炭素**』と『**再生可能エネルギーの主力電源化**』に向けた取組が必要。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の基本概要

- ・計画対象:熊本連携中枢都市圏(18市町村) ・計画期間:2021年度～2025年度

2. 計画策定の目的

- ・急速な社会情勢の変化への対応と住民・事業者・行政による地球温暖化対策に向けた協働 など

3. 共同策定の意義

- ・地球温暖化対策の更なる効果と地域資源の融通による各自治体の課題解決への期待 など

4. 共同策定による3つの効果

- ・地球温暖化対策・施策における『**①補完効果**』、『**②波及効果**』、『**③推進効果**』が得られる。



第3章 熊本連携中枢都市圏の特性

1. 地域特性分析(自然特性・社会特性)

- ・日照時間が長く、**太陽エネルギーが比較的豊富**であり、これらの利活用が重要。
- ・都市機能が集積しており、人口流入が多く、将来を見通した脱炭素化への取組が必要。

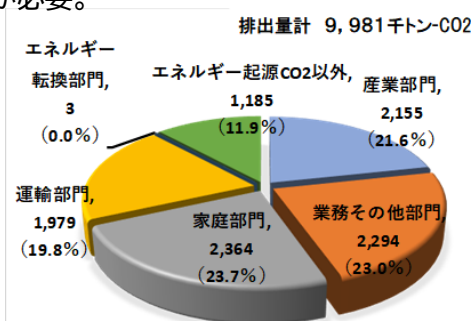
2. 温室効果ガス排出量(基準年度(2013年度))

- ・熊本連携中枢都市圏の温室効果ガス排出量は、**熊本県内の約65%を占める。**

3. 再生可能エネルギーの賦存量と導入可能性量

- ・**太陽光発電**や**太陽熱利用**、**地中熱**の賦存量や導入可能性量が極めて大きい。
- ・一部の地域では**風力発電**や**中小水力発電**の賦存量や導入可能性量も大きい。

※ 賦存量:圏域に存在する資源量、導入可能性量:賦存量のうち利用可能性が考えられる量



第4章 基本理念と目指す姿・削減目標

1. 基本理念

水、森、大地とともに生きる 持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現

<基本理念の考え方>

熊本連携中枢都市圏にある地下水、海、森、大地など恵まれた自然を守り、未来へと引き継ぎながら、これらの自然から得られるエネルギーを圏域内で十分に活用・循環させ、脱炭素化と持続可能な豊かな都市圏を実現するもの。

2. 温室効果ガス削減目標

中期目標:2030年度…30%以上の削減を目指す
※ 基準年度(2013年度)比
長期目標:2050年度…排出量実質ゼロを目指す

<中期目標>

・熊本県の2030年度の温室効果ガス削減目標(30%削減)を踏まえ設定。

<長期目標>

・2020年1月の熊本連携中枢都市圏として「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の表明を踏まえ設定。

第5章 温室効果ガス排出抑制等に関する施策

温室効果ガス排出抑制等に関する施策の基本方針

1	都市圏の住民、事業者、行政の各々の立場による省エネ・創エネ・蓄エネの推進	2	脱炭素化に向けた都市圏の交通機能、生活関連機能、産業機能の整備
3	都市圏における再生可能エネルギーの最大活用とエネルギーの運用・管理	4	都市圏の各自治体による独自の「脱炭素×災害対策」の実践と圏域での連携
5	環境投資や良好な環境の保全による都市圏の持続的成長と生活の質の向上		

第6章 計画の進捗管理

1. 推進体制

- ① 各市町村の庁内調整と都市圏全体での連絡会議による全体調整・施策の推進
- ② 有識者による意見聴取委員会の設置、進捗状況報告及び施策実施の助言

2. 進捗管理

- ① 各市町村で温室効果ガス削減見込量を毎年算定し、削減量と施策進捗を評価
- ② 都市圏全体で削減量と施策進捗を取りまとめ、毎年度公表

計画策定の主旨

1. 計画策定の趣旨

緑の基本計画は、熊本市が「森の都」の名にふさわしい緑豊かな都市環境を創造するための、緑の保全や緑化の推進、都市公園等の整備、管理に関する計画です。市民、事業者、行政が一体となって取り組む、緑豊かなまちづくりの指針となるものです。

2. 計画改定の背景

- ・現在の緑の基本計画は平成17年に策定され、多くの施策・事業を展開してきました。
 - ・策定後15年が経過し、人口減少・超高齢化社会への対応、多核連携型都市の形成の促進への対応が必要となっており、緑を活用した中心市街地の魅力向上も必要です。
 - ・熊本地震を受け、災害に強い都市づくりを進めている中で、緑の重要性は一層高まっています。また、地球温暖化、生物多様性といった地球環境問題への対応や、SDGs、グリーンインフラの視点から、緑のあり方を検討する必要があります。
 - ・一方、財政面、人材面の制約に応じて、市民、事業者、行政が一体となった取り組みが求められています。
 - ・さらに、コロナ禍の影響による、新しい生活様式が訪れた中で、公園の利用や家庭菜園など身近な緑にふれあう機会が増え、緑の重要性が再認識され、緑との関係性にも新しい形が求められます。
- そこで、これらの変化を踏まえて、緑の基本計画を改定することにしました。

3. 期間

計画の目標年次は、2021年度（令和3年度）から10年後の2030年度（令和12年度）とします。

4. 緑地の定義（都市緑地法第3条第1項）

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体 となつて、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているもの

熊本市の緑の歴史

「森の都」くまもとの歴史

- 1607年（慶長12年）、加藤清正が熊本城を完成させ、熊本城を中心にした城下町が栄えました。
- 肥後熊本藩6代藩主・細川重賢公が、武士のたしなみとして藩士たちに園芸を勧めたことが肥後六花の始まりとされています。また、10代藩主・細川斉護公の時代に、藩士による園芸愛好グループ「花連」が結成され、藩士たちは優良品種の栽培や新品種の育成に励みました。
- 1891年（明治24年）熊本駅の開業、1924年（大正13年）市電開通などとともに、市街地が拡大しました。1894年（明治27年）4月、文豪夏目漱石は、上熊本駅で汽車を降り、京町台の高台から眼下に広がる熊本市の街並みを見て「森の都だな」と表現しました。以来、熊本市民はふるさとが「森の都」であることに誇りを感じています。
- 1930年（昭和5年）、八景水谷、立田山、水前寺成趣園、江津湖、花岡山、万日山、本妙寺山の7地区、約1,000haを風致地区に指定し、これらの自然環境は現在も大切に保全されています。
- 第二次世界大戦（1941～1945年）以降、熊本城公園、水前寺運動公園、立田山緑地、江津湖公園等の公園の整備が進められ、緑の拠点が形成されました。
- 高度経済成長期以降、年々緑が失われてきたことから、1972年（昭和47年）、市議会において「森の都宣言」を決議し、官民一体で緑の保全、緑化を推進しました。保存樹木の指定、立田山環境保全林の買収などによる既存の緑を保全・活用等、緑の普及啓発に積極的な取り組みを展開しました。
- 平成に入って以降も、環境保護地区の指定等により緑地の保全や緑化を推進しました。平成22年までの市町合併により、現在の範囲の熊本市が誕生しました。
- その後も都市公園の整備を積極的に進め、平成31年現在、人口当たりの公園面積は、9.4㎡/人と、政令指定都市平均6.8㎡/人を上回っています。



熊本城



水前寺成趣園

緑の役割

自然がもたらしてくれる緑は、多面的な機能、効用を持っています。都市機能の強化、魅力の向上につながります。

1. 都市環境の維持・改善

- 緑陰の提供、気温の緩和、大気汚染の改善
- 多様な生物の生息環境の確保
- 地下水のかん養

2. 良好な都市景観の形成

- 歴史や文化に育まれた潤いのある都市景観の形成
- 緑の適切な配置による良好な街並みの形成
- 行楽・観光拠点の魅力の向上

3. 都市の安全性の確保

- 火災による延焼防止
- 災害時の避難場所の確保
- 雨水の流出量の調整による水害・土砂災害の防止

4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供

- 休養・休息の場の提供
- 様々なレクリエーションの場の提供
- 子どもの健全な育成の場、健康、運動の場の提供

5. 精神的充足

- 人々の心にうるおいとやすらぎを与える癒しの場
- 地域コミュニティ活動、生きがいを醸成

基本理念

新たな「森の都」を実現する持続可能な未来都市 (参考：現行「水と緑と心豊かな「森の都」熊本」)

水と緑あふれる熊本市の姿を後世に引き継ぎ、郷土熊本の歴史と文化を育んできた緑の役割や機能を継承し、協働による持続可能な緑の創出や保全、活用を推進し、上質な生活と文化に彩られ、緑の量だけでなく質に重点をおいた新たな「森の都」を実現する。

■ 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

○熊本市は、令和元（2019）年度に優れた取組を提案する「SDGs未来都市」に選定され、「熊本市SDGs未来都市計画（2019）」が策定されている。

○本計画においては、右記に示す9つの目標を達成するため、これらを踏まえて基本理念、実践すべき目標、施策等を定め取組を図ることとする。

■ グリーンインフラの取組の推進

○人口減少・高齢化に対応した持続可能な社会の形成や生活の質の向上を図るため、自然環境が有する多様な効果（防災・減災機能、地域振興、環境）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。

○自然環境が有する多面的な機能を再認識し、自然と共生する効果的で質の高いインフラ整備に努める。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



課題

課題. 1 緑の骨格の保全・管理

- 森林・竹林の適切な維持管理や整備
- 市街地周辺に広がる田園の保全
- 自然環境に配慮した水辺環境の形成
- 緑の保全による生物の生息環境の保全

課題. 2 上質な緑空間の形成

- 多様な主体との協働による民有地の緑の創出
- 賑わいと潤いのある中心市街地活性化に向けた緑の創出
- ヒートアイランド現象を緩和し、快適な生活環境を整える緑の創出

課題. 3 地域の魅力や機能性を高める緑空間の活用

- 既存の森林・河川・公園等の活用
- 市民ニーズに対応した公園・街路樹の維持管理
- 熊本地震をはじめとした災害発生時の公園の活用
- ふれあいの場やコミュニティ形成を図る健康の場づくり

課題. 4 市民協働による緑のまちづくり

- 都市緑化フェアなどの開催を契機とした、新たな緑化活動の展開
- 市民活動団体の活動の活性化
- 健康や生きがいにもつながる市民参加を促進するイベント・体験などの企画づくり

基本方針

1 豊かな自然の保全・共生【緑を守る】

郷土の貴重な財産である水と緑を守り育て、次世代に継承し、豊かな自然の保全・共生を図ります。

- (1)自然環境の基盤である森林や河川等を保全する
- (2)身近な自然環境を保全する
- (3)地球環境や生物多様性に配慮した自然環境を保全する



2 緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出【緑を育む】

市民の快適な暮らしのため都市公園、公共公益施設、民有地、中心市街地等の良質な緑を創出します。

- (1)公共公益施設等の緑を創出する
- (2)多様な主体との協働により民有地の緑を創出する
- (3)中心市街地において本市の顔となる緑を創出する



3 さまざまな機能を持つ緑の魅力づくり【緑を活かす】

森林・公園等の緑を活用することで、地域の人々とのふれあいや地域の魅力を高め、質の向上を図ります。

- (1)森林等の緑の機能を活用する
- (2)都市公園の質を向上し、身近な緑を活用する
- (3)緑地の特色を生かした緑を活用する



4 緑を支える人づくり・組織づくり【緑を繋げる】

郷土の緑を愛し、緑づくりに取り組む人々の輪を広げるため、市民との協働による取組を推進し、質の向上を目指します。

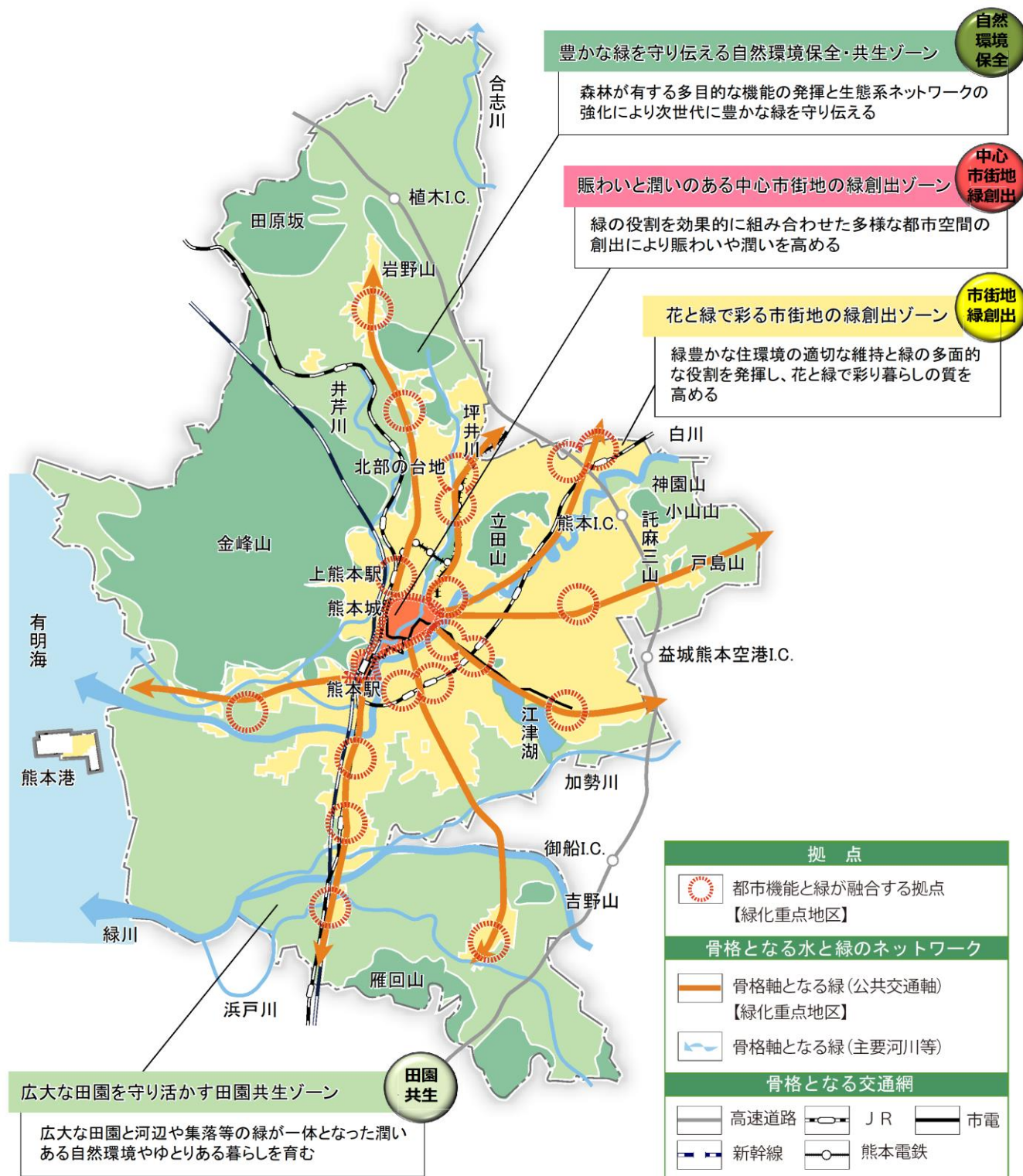
- (1)緑に親しみ学ぶことで、市民の緑化意識の高揚を図る
- (2)市民・事業者と行政が協働し、緑化活動の展開を促進する
- (3)緑化を推進するための組織運営を強化する



基本理念及び基本方針から将来像を設定

緑の将来像図

○熊本市の特色や地形を活かした4つのゾーンを設け、適切な維持管理を推進します。
○緑化重点地区を中心に緑化推進を図り、新たな森の都を作ります。



緑化重点地区

緑化重点地区位置図



緑化の方針

以下を緑化重点地区とし、緑化を推進します。

- 1) 中心市街地** : 「熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)」にて示される中心市街地では、本市の新たな顔となる緑豊かで質の高い商業空間を創ります。また、白川、坪井川の河川敷の緑など水と緑の潤いのある空間を形成し、新たな森の都を実現する地域を創ります。
- 2) 地域拠点(15箇所)** : 「熊本市都市マスタープラン」にて示される地域拠点では、商業・医療等の日常生活の都市機能と緑が融合したインフラ整備、オープンスペースの確保、民有地の緑化等を進め、身近な緑を感じ親しめる地域を創ります。
- 3) 地域拠点を結ぶ公共交通軸** : 「熊本市都市マスタープラン」にて示される地域拠点を結ぶ道路網では、連続する緑のネットワーク軸として結び、街路樹などの景観や環境に配慮し、適切に配置された花と緑の美しい空間を創ります。

目 標

〇わかりやすい目標設定

基本方針	目標	指標(案)	現況	目標値
1 豊かな自然の保全・共生 【緑を守る】	緑の保全に係る目標	緑被率 ※1	32%【平成30（2018）年】	維持数 30%
2 緑あふれる都市づくりに 向けた緑の創出【緑を育む】	市街地及び地域拠点の緑化に係る目標	緑視率 ※2	（中心市街地、地域拠点において ポイントを決め調査予定）	25%以上
		街なかに緑が多いと感じる市民の割合	66.8%【平成29（2017）年】	85%
3 さまざまな機能を持つ緑の魅力 づくり【緑を活かす】	既存の緑の活用に係る目標	緑の質が高いと感じる市民の割合	中心市街地 34.2% お住いの周り 36.5% （今回アンケート実施数値）	40%
4 熊本市の緑を支える人づくり・ 組織づくり【緑を繋げる】	市民活動促進に係る目標	緑に関する市民活動を行う団体数	公園愛護会、街路樹愛護会等の団体数	増加

※1 緑被率とは航空写真データにより一団となった100㎡以上の緑の投影面積を抽出して、緑の現況把握を行い、緑の分類（樹林、果樹園、野草地、水田、畑、裸地、水域）ごとに集計した緑の面積の割合

※2 緑視率とは標準的な人の視線の高さにほぼ等しい地上1.5m の高さから、全方向撮影した写真に占める緑の面積の割合

進 行 管 理

〇計画を確実に実施するとともに、進捗を評価して、計画を見直していきます。

〇PDCAサイクルの考え方をういて、計画の進行管理を行います。

〇庁内調整会議のなかで進捗状況の評価、見直し・改善や進行管理を行います。

〇市民・事業者・有識者等からなる組織（緑の基本計画推進連絡協議会）による進捗状況の把握・評価を行います。

①計画の策定（PLAN）

- ・基本方針・目標等の設定
- ・緑に関する施策の設定

②施策の実行、行動（DO）

- ・緑に関する施策の実施
- ・市民・事業者・行政等が連携した取組の実施

③施策の進捗状況の把握・評価（CHECK）

- ・緑に関する目標と施策の把握・評価
- ・庁内調整会議や市民・事業者・有識者等からなる組織（緑の基本計画推進連絡協議会）による進捗状況の把握・評価
- ・アンケート等による評価

④取組の見直し・改善（ACTION）

- ・進捗評価を踏まえた見直し・改善
- ・新規事業等の新たな取組の検討